

独占的利用許諾構成に係る検討

※本資料は、令和2年度のワーキングチームにおける独占的利用許諾構成の検討において継続検討とされていた事項に関し、論点を整理したものである。

1. 独占的ライセンスの対抗制度導入における制度設計

【従前の議論】

令和2年度のワーキングチームにおいては、独占的ライセンスの対抗制度について、①登録を対抗要件とする制度（登録対抗制度）、②ライセンス契約に基づく事業実施を対抗要件とする制度（事業実施対抗制度）、③対抗要件を要しないが悪意者にのみ対抗することができることとする制度（悪意者対抗制度）の3つの対抗制度を中心に議論を行い、基本的には②や③を採用することは妥当ではないとしつつ、以下のように整理している¹。

独占的ライセンスの対抗制度の制度設計としては、①登録対抗制度を中心に検討すべきであるが、その具体的な制度設計については、まず、(i) 著作権法上の既存の登録対抗制度と同様の著作物等単位での登録対抗制度を採用しつつ当該登録の代替となる対抗要件を別途設けることや(ii) 既存の登録対抗制度の改善について検討する必要があると思われる。

上記(i)及び(ii)については、以下のような指摘があったことを踏まえてその検討の必要性が示されたところである。

- ・(既存の著作物単位の登録対抗制度については、) 著作物の点数が多く、当事者のコスト、社会的コストが高すぎる²。
- ・対抗制度としては、将来発生する著作権に係る独占的ライセンスについても対応可能なものが求められるのではないかと³。

また、③の悪意者対抗制度については、これを採用することは適切でないとしつつも、以下のような指摘があり⁴、登録を備えていなければ対抗できない「第三者」に悪意者も含むとするか否かといった点についても検討・整理されることが望ましいとされていたところである。

①登録対抗制度のような公示制度を採用し、同制度により公示を備えていれば第三者に対抗することができるとしつつ、公示が備えられていない場合であっても、悪意者には対抗することができるといった形で制度設計をすることは

¹ 著作物等のライセンス契約に係る制度の在り方に関するワーキングチーム審議経過報告書（令和3年1月13日）（以下「令和2年度審議経過報告書」という。）10～11頁

² 令和2年度審議経過報告書9頁

³ 令和2年度審議経過報告書9～10頁

⁴ 令和2年度審議経過報告書8頁

考えられる。すなわち、対抗要件制度は取引の安全を図ることを目的とするものであるから、仮に、対抗要件制度として公示制度を採用した場合でも、悪意者は保護に値しないと考える余地がある。

【論点】

(1) 登録の代替となる対抗要件について

①登録の代替となる対抗要件を設けることの必要性・許容性についてどのように考えるか。

②登録の代替となる対抗要件としてどのようなものが想定されるか

- ・例えば、明認方法（書籍の場合であれば奥書に独占的ライセンスを有することを明示するなど）や、民間法人において提供される権利情報を集約したデータベース⁵等への登録などを対抗要件とすることが考えられるか。

- ・以下の各点についてどのように考えるか。

- 公示されるべき事項として、どのような事項があるか。例えば、当事者名、対象著作物の特定に必要な情報（対象著作物の題号、種類、内容等）、ライセンスの内容（利用権の範囲）、当該ライセンスが「独占的」ライセンスであること等が想定されるか。また、当該事項について、何人も確認できる状態にしておく必要があるか、利害関係者のみが確認できるようにしていれば足りるか。

- 個別の著作物単位ではなく、一定のまとまりで対抗要件を備えることが可能とすることができるか。例えば、一定の関連性のある複数の著作物（シリーズもの等）について包括的に対抗要件を備えることや一個の独占的ライセンスが複数の著作物を対象としている場合に、当該ライセンスごと一括して対抗要件を備えることが考えられるか。また、そのような対抗要件具備を可能とする場合、第三者において、ある特定の著作物が当該対抗要件具備の対象になっているか否かを判別するにあたって支障が生じる可能性はないか。

- 将来創作される著作物にも対応可能な要件とすることが可能か。

- 対抗要件を具備するにあたって、ライセンサーの関与を必要とするか否か⁶。

③既存の著作権等の移転等に係る登録対抗制度の取扱いをどのように考えるか。

④その他、制度設計にあたり留意すべき点があるか。

⁵ 民間法人が提供するデータベースとしては、例えば、出版分野においては、出版者の刊行情報や著作権の情報を集約しているものとして、一般社団法人日本出版インフラセンターが運営する出版情報登録センター（JPRO）のデータベースなどがある。

⁶ 独占的ライセンサーが単独で対抗要件を具備できるとする場合は、対抗要件具備において虚偽の内容が公示されることを防止又は抑止できるのかという点にも留意が必要と思われる。

(2) 既存の登録対抗制度を改善して独占的ライセンスの対抗制度として導入することについて⁷

- ①登録されるべき事項として、どのような事項があるか。例えば、当事者名、対象著作物の特定に必要な情報（対象著作物の題号、種類、内容等）、ライセンスの内容（利用権の範囲）、当該ライセンスが「独占的」ライセンスであること等が想定されるか。また、登録事項との関係で登録内容を確認できる者を利害関係者に限定するといった措置を講ずる必要がないか。
- ②登録の単位について、個別の著作物単位ではなく、一定のまとまりで登録できるようにすることが考えられるか⁸。例えば、一定の関連性のある複数の著作物（シリーズもの等）について包括的に登録すること⁹や一個の独占的ライセンスが複数の著作物を対象としている場合に、当該ライセンスを一個の登録で済ませることが考えられるか¹⁰。また、そのような登録を可能とする場合、第三者において、ある特定の著作物が登録の対象になっているか否かを判別するにあたって支障が生じる可能性はないか。
- ③将来創作される著作物についても登録を得られるようにするための方策が考えられるか。
- ④既存の著作権等の移転等に係る登録対抗制度の取扱いをどのように考えるか。
- ⑤その他、制度設計にあたり留意すべき点があるか。

(3) 登録を備えていなければ対抗できない「第三者」に悪意者を含むか否かについて

- ①「第三者」に悪意者を含まないとする場合の弊害について
→公示に対するインセンティブが弱まる可能性がないか。
- ②その他、「第三者」に悪意者を含むとするか否かを検討するにあたって留意

⁷ 既存の登録対抗制度の改善については、文化庁への登録という現行制度の基本的な建付けを維持しつつ、より使いやすい制度に改善することができるかについて検討することを想定している。

⁸ 検討にあたっては、既存の著作権等の移転等に係る登録対抗制度と同様に権利の客体ごとに登録を編成していく物的編成主義により制度設計していくのか、それとも各人ごとに登録を編成していく人的編成主義により制度設計していくのかという点について、留意しながら検討する必要があるものと思われる。

⁹ 米国、カナダ、中国及びブラジルにおいては、一定のグループに属する複数の著作物をまとめて登録することが可能とされている（「諸外国における著作権登録制度調査」報告書（令和2年3月）、各国の状況のまとめ：24頁、米国：56～57頁、カナダ：84頁、中国：111頁、ブラジル：155～156頁）。

¹⁰ 動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成十年法律第四号）に基づく債権譲渡登記制度では、多数の債権（将来債権を含む）を一個の契約で譲渡した場合に当該債権譲渡を一括して登録し、第三者対抗要件を備えることができるようになっている（ただし、同制度の対象になるのは、譲渡人が法人で、譲渡する債権が金銭の支払を目的とするものであって、民法第三編第一章第四節の規定により譲渡されるものである場合に限られる。）。

すべき点があるか¹¹。

2. 著作権者等への訴訟手続面での配慮

【従前の議論】

令和2年度のワーキングチームにおいては、独占的ライセンスに基づく差止請求権を認める場合に、著作権者等の承諾や著作権者等の意思に反しないことを要件とすべきか、仮に、要件とすべきでないとする場合は、他に著作権者等の意思に配慮した要件（例えば、著作権者等に対する事前通知義務を課す等）を設けることが考えられるか、について検討を行い、以下のとおり整理している¹²。

独占的ライセンスに基づく差止請求権の発生要件や行使要件として著作権者等の承諾やその他の著作権者等の意思に配慮した要件は不要であり、著作権者等への意思への配慮の方法としては独占的ライセンシーの差止請求権の行使について契約上の制限をかけることで対応すれば足りると考えられる。

また、訴訟手続面での配慮の要否といった観点からも検討を行い、以下のよう
に整理している¹³。

差止請求権の実体法上の発生要件や行使要件として著作権者等の承諾やその他の著作権者等の意思に配慮した要件は不要だとしても、独占的ライセンシーが差止めを求めて訴訟提起した場合において、著作権者等がその訴訟に関与することができるようにするために、独占的ライセンシーに著作権者等に対する法律上の事前通知義務を課すなどといった訴訟手続面での配慮は必要ではないか、このような配慮の要否は、独占的利用許諾構成と出版権的構成で違いが生じ得ると思われるため、来年度さらに検討を行うべきである、との意見があった。

これに対し、この点についてはそもそも著作権者等が差し止めたくないと考えている場合と著作権等も差止めを求めているが、独占的ライセンシーの訴訟追行が不安であるという場合で区別して検討する必要があるが、いずれの場合であっても、著作権法において著作権者等の訴訟関与の機会の保障についての特別な規定を設ける必要はないのではないか、との意見があった。また、仮に著作権者等の訴訟関与の機会の保障について特別な規定を設ける場合、その保障の在り方によっては外国に権利者がいる場合等において迅速な権利行使の点で問題が生ずる可能性があるので、その点は留意が必要である、との意見もあった。さらに、出版権においては、出版権者が訴訟提起する場合における著作権者

¹¹ 令和2年度審議経過報告書8～9頁では、『第三者』に悪意者が含まれないとする場合に、そのことを法律上明確化するか否かについては、民法を含めた他の法令における対抗要件制度全体との整合性や明確化することによる弊害等を踏まえて別途法制的な見地からも検討が必要」である旨の指摘がある。

¹² 令和2年度審議経過報告書25頁

¹³ 令和2年度審議経過報告書25～26頁

等の訴訟関与の機会の保障について特別な規定は設けられていないことから、そのような規定の要否については、独占的利用許諾構成と出版権的構成で違いが生ずるのか否かという観点からも検討する必要がある、との指摘もあった。

以上を踏まえると、著作権者等の訴訟関与の機会の保障についての特別な規定を設けるといった著作権者等への訴訟手続面での配慮の要否については、その必要性や相当性について疑義も呈されていることから、配慮が必要と思われる場面を特定した上で、それが現行法や契約上の手当てでは対応することができないものか否か等、その必要性や相当性についてさらに検討する必要があると思われる。

【論点】

著作権者等への訴訟手続面での配慮の要否に関して、以下の点についてどのように考えるか。

①配慮の必要性・相当性について

→著作権者等への配慮は現行法や契約上の手当てにより対応することができないか。

→現行の出版権制度において、著作権者等について訴訟手続面で配慮した特別な規定は存在しないこととの関係をどのように考えるか。

→仮に特別な規定を設ける場合、外国に権利者がいる場合など、迅速な権利行使に問題が生じないか。

②その他、検討にあたって留意すべき点があるか。

以上